

知名町物価高騰対策給付金（こども加算分）申請書

知名町
受付印

令和5年12月1日時点の住民票所在市区町村

知名町長 様

1. 申請・請求者

氏名（フリガナ）	申請・請求者の現住所
() 印	

2. 対象児童

支給対象児童について記入してください。また、**生計同一の有無欄に○か×を記入して下さい。**

注：×を記入された場合は、本給付金は支給されません。

No.	氏名（フリガナ）	生年月日	生計同一の有無
1	()		
2	()		
3	()		
4	()		
5	()		
6	()		

◎対象となる児童の範囲は以下のとおりです。

令和5年12月1日時点で上記「申請・請求者（世帯主）」と同一世帯である18歳以下の児童
（平成17年4月2日生まれ以降の児童）

イ 令和5年12月2日以降に生まれた新生児

ウ 別世帯だが扶養している児童

3. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※対象児童1人につき5万円になります。

4. 受取方法（希望する受取方法のチェック欄（□）に『✓』を入れて、必要事項を記入して下さい。）

A 令和5年度知名町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金及び知名町物価高騰対策給付金（住民税均等割のみ課税世帯への給付金）の振込口座を希望

※Aを選択した場合は振込先金融機関口座申請書類の添付は不要です。

B 指定の金融機関口座（原則、1. の申請・請求者の口座とします。）への振込みを希望

※Bを選択した場合は振込先金融機関口座申請書類を添付してください。

【受取口座記入欄】Bを選択する場合のみ記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	(フリガナ) 口座名義
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※裏面の事項（1）～（8）に誓約・同意の上、上記記入内容のとおり申請します。

申請者氏名	申請日	令和 年 月 日	連絡先電話番号
-------	-----	----------	---------

【誓約・同意事項】

- (1) 知名町物価高騰対策給付金（こども加算分）支給実施要綱の支給要件（※）に該当します。
※給付金の対象世帯となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。
ア 世帯の全員が、令和5年度「住民税非課税」、もしくは「住民税均等割のみ課税」である。
イ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- (2) 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- (3) 他市町村において同様の要件で支給された子育て世帯への給付金（こども加算）の支給を受けた世帯ではありません。
- (4) 知名町物価高騰対策給付金（こども加算分）支給実施要綱の支給要件の該当性等を審査するため、知名町が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (5) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (6) この申請書は、知名町において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (7) 知名町が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、知名町が定める期限までに対象者に連絡・確認できない場合には、知名町は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (8) 給付金の支給後、知名町物価高騰対応重点支援給付金（子育て世帯加算分）の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

※この給付金は、令和5年度知名町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金及び知名町物価高騰対策給付金（住民税均等割のみ課税世帯への給付金）の支給を受ける世帯のうち子育て世帯への加算です。

※令和5年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する課税証明書又は非課税証明書を添付してください。（現住所と異なる方全員分）
証明書の添付がない場合はこの給付金を支給することができません。

※申請期限：令和6年5月31日（消印有効）

提出書類

- ①本申請書
- ②申請者本人確認書類のコピー
- ③振込先金融機関口座申請書類（受取方法Bを選択した場合）
※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳や
キャッシュカードの写し
- ④令和5年1月2日以降の転入者は令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する
課税証明書又は非課税証明書の写し（転入者全員分）